

消費税引上げに伴う引上げ分の社会保障施策への使途状況について

地方消費税収のうち引上げ分については「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨が地方税法に明記されております。これを受けて、本町の一般会計の歳出においては、引き上げ分に係る地方消費税収を下表のとおり各事業に充当しています。

(単位：千円、%)

	令和元年度 決算額	左のうち 一般財源	地方消費税交 付金社会保障 財源化分(A)	事業に対す る充当率	(A)の 構成比
(歳入) 地方消費税交付金	326,416	326,416			
うち社会保障財源化分	141,914	141,914			
(歳出) 社会保障関係経費	2,100,783	1,103,795	141,914	6.8	100.0
民生費	2,018,874	1,031,454	132,613	6.6	93.4
社会福祉に要する経費	532,443	214,265	27,548	5.2	19.4
高齢化対策等に要する経費	711,447	646,767	83,154	11.7	58.6
少子化対策に要する経費	774,984	170,422	21,911	2.8	15.4
衛生費	81,909	72,341	9,301	11.4	6.6
健康対策等に要する経費	81,909	72,341	9,301	11.4	6.6

(令和元年度決算統計より)

※地方消費税交付金の社会保障財源化分は社会保障関係事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。

入湯税の使途状況について

入湯税は、平成24年4月1日から宿泊で入湯された方に対して課税しており、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設並びに観光の振興に要する費用に充てるための目的税となっています。

令和元年度は、1,254,000円を観光振興に要する経費に充当しています。